

不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成22年1月27日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

区分 : 該当なし

区分 : 該当なし

区分 : 該当なし

その他 : 15 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	3号機	電気油圧式制御装置用配管点検時、サポートの連結ピンに摩耗が認められたため、当該ピンを交換。	D	
2	3号機	タービン建屋を移動時、工具管理センタ借用の絶縁抵抗計を落下させ、破損させたため、当該絶縁抵抗計を修理。	D	
3	3号機	原子炉冷却材浄化系循環ポンプ吸い込み圧力計点検時、指示値不良(ひっかかり)が認められたため、当該計器を修理。	D	
4	3号機	非常用ディーゼル発電設備(B)現場制御盤点検時、故障表示用ベルの動作不良(鳴動しない)が認められたため、当該ベルを交換。	D	
5	3号機	ホウ酸水注入系ポンプ(A)潤滑油ポンプ用電動機点検時、軸受ケース及びカップリング部の嵌合値に管理値外れが認められたため、対応検討。	D	
6	3号機	炉心性能計算機の入力定数作成・確認時、局部出力領域モニタ3個の感度劣化補正定数に未設定(14~16運転サイクル時)が認められたため、影響を評価後、対応検討。	A	
7	3号機	第5給水加熱器(B)及び第6給水加熱器(B)点検時、溶接線に線状指示模様が認められたため、対応検討。	D	
8	3号機	タービン駆動給水ポンプ(A)点検時、軸受胴体部品(テーパノックピン)に摩耗が認められたため、当該部品を交換。	D	
9	3号機	原子炉保護系インターロック機能検査(その4)において、非常用電源喪失による論理回路試験時、電源喪失検出継電器出口テスト端子外れにより論理回路が動作しないため検査を中断、当該テスト端子を復旧後、検査を再開。	C	
10	3号機	低圧蒸気タービン(B)内部車室点検時、下半部に円形状及び線状指示模様が認められたため、対応検討。	D	
11	3号機	低圧蒸気タービン(B)ノズルダイヤフラム点検時、部品(シールキー)止めビスに浸食が認められたため、当該ビスを交換。	D	
12	3号機	主復水器内部点検時、給水加熱器の架台(鋼板)に浸食が認められたため、当該部を補修。	D	
13	3号機	低圧蒸気タービン(B)内部車室点検時、部品(レジンリング)に浸食が認められたため、対応検討。	D	
14	1.2号廃棄物処理設備	廃棄物処理建屋圧縮空気系空気止め弁において、ハンドル部に変形が認められたため、当該弁を修理。	D	

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
15	サイトバン カ	サイトバンカプール内保管廃棄物配置図と保管物品の照合確認時、二品(サイトバンカプール水 フィルタ、3号機ジェットポンプ切断片)について入れ替わりが認められたため、対応検討。	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分	法律に基づく報告事象等の重要な事象	・計画外の原子炉の停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分	運転保守管理上、重要な事象	・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・原子炉への異物の混入 など
区分	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点から速やかに詳細を公表する事象	・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・圧力抑制室等への異物の混入 ・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	・日常小修理 など

【原子力発電所における不適合事象の是正管理】

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講ずることとしております。

* 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。

不適合管理グレード分け(不適合管理委員会にて決定)

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
: プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
: 定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた事象
: 運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

(お問い合わせ)

福島第二原子力発電所・広報部・行政広報グループ
電話 0240-30-7802